



## 2026 年度

# 山口大学知財教育プログラム（履修証明プログラム） 募集要項

### 1. プログラムの趣旨・目的

内閣府に設置された知的財産戦略本部が策定した知的財産推進計画において、「特に、地域中小企業が自ら知的財産（技術、ブランド等）を活用して効果的にビジネスを開拓できているところは少ない。また、これら中小企業に知的財産とビジネスの両面からアドバイスできる人材も不足している状況である。」と記載がされ、知的財産を活用できる人材の育成が求められています。

日々の企業活動や個人のくらしの中においても、知的財産に係る一定の知識とスキルを身に付けていくことで、トラブルから身を守れることもあります。

山口大学では、これまで分野を問わず新入生全員に対して知的財産教育を実施し、専門教育から大学院教育へとつながるカリキュラム体系を形成してきました。

これらのカリキュラムを利用して、高校や大学において知的財産に関する知識を修得する機会の少なかった社会人等に対して、履修証明プログラムを開講しており、この度 2026 年度受講生の募集をすることとしました。

本プログラムは、全ての科目においてオンラインコンテンツを用意しておりますので、本学に直接来学されなくても、本プログラムを修了することができます。

また、本プログラムは、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムであるとする「職業実践力育成プログラム」(B P) として文部科学大臣から認定を受けています。

### 2. 履修資格

本プログラムへの履修資格は、本学学則第 42 条（本要項 7 ページ）が定める本学への入学資格を有する者。

### 3. プログラムの期間

前期入学 2026 年 4 月 1 日（水）～ 2028 年 3 月 31 日（金）（2 年間）

後期入学 2026 年 10 月 1 日（木）～ 2028 年 9 月 30 日（土）（2 年間）

#### 4. プログラムの内容（授業科目）

山口大学知財教育プログラム	(8単位相当以上)
①知的財産入門	(必修科目：1単位相当)
②著作権法	(選択必修科目：1単位相当)
③特許法	(選択必修科目：1単位相当)
④意匠法	(選択必修科目：1単位相当)
⑤商標法	(選択必修科目：1単位相当)
⑥不正競争防止法	(選択必修科目：1単位相当)
⑦種苗法	(選択必修科目：1単位相当)
⑧標準化と知的財産	(選択必修科目：1単位相当)
⑨農業と知的財産	(選択必修科目：1単位相当)
⑩コンテンツ産業と知的財産	(選択必修科目：2単位相当)
⑪ものづくりと知的財産	(選択必修科目：2単位相当)
⑫知財情報の分析と活用	(選択必修科目：2単位相当)
⑬知的財産管理論	(選択必修科目：1単位相当)
⑭教育現場と知的財産	(選択必修科目：1単位相当)

- ※1 選択必修科目は、本プログラムの応募時に選択した上で、登録します。原則として登録後の変更はできません。
- ※2 各科目のシラバス及び開講時期等は、次のサイトでご確認ください。  
[https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page\\_id=6658](https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page_id=6658)
- ※3 本学の学生向けの科目として、本プログラムと同一名称の科目が開講されている場合がありますが、本プログラムの履修者は、本プログラムで指定された開講時期及び開講時間の科目以外は受講できません。

#### 5. 修了要件と履修証明書

##### (1) 修了要件

指定された科目を履修し、出席状況、認定試験の成績（60点以上）、レポート等を踏まえた担当教員の評価によって、受講科目の合否を判定します。合格の判定が無い場合には科目の修得となりません。（講義を受講しただけでは、修得とはなりません。）修得できなかった科目は、プログラム期間内に再履修の上修得する必要があります。指定した科目の中から必要な単位数を修得した場合に、履修証明プログラムの修了となります。

##### (2) 履修証明書

修了要件を満たした者には、「履修証明書」を交付します。

## 6. 募集人員

50名

## 7. 応募手続き

### (1) 応募期間

以下の応募期間内に必要な書類を提出先に郵送又は持参してください。郵送の場合は、前期入学の場合は2026年2月6日、後期入学は2026年7月31日以前の消印のあるものは受付けます。持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで受付けます。

前期入学	2025年12月26日（金）～2026年2月6日（金）
後期入学	2026年3月1日（日）～2026年7月31日（金）

### (2) 応募書類

下記の書類等を次のサイトからダウンロードし記入の上、提出して下さい。

[https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page\\_id=6658](https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page_id=6658)

書類等	摘要
履修証明プログラム履修許可願及び別添選択科目一覧（様式1）	所定の用紙に必要事項を記入したもの
最終学校の卒業証明書等	履修資格を証明するもの。

### (3) 応募に関する注意事項

- ①各用紙の必要事項等をよくご確認いただき、間違いの無いように記入してください。
- ②応募後の記載内容の変更は認めません。また、一度提出された書類は返却しません。
- ③応募書類に虚偽の記載があった場合は、履修許可後であっても、履修の許可を取り消すことがあります。
- ④応募後に住所等の変更があった場合は、応募書類提出先へ連絡してください。

### (4) 応募書類提出先、問い合わせ先

山口大学学術研究部産学連携課産学連携係  
〒755-8611 山口県宇部市常盤台2丁目16番1号  
電話 0836-85-9961

## 8. 履修者登録

### (1) 履修許可

提出された書類等に基づき、履修資格の確認を行います。必要に応じて、電話やメール等で問い合わせをする場合があります。

履修を許可した場合は、履修証明プログラム履修許可書を履修証明プログラム履修許可願に記載された住所に郵送します。

## (2) 受講料

履修証明プログラム履修許可書と併せて受講料の払込取扱票を送付いたしますので、下表にある納入期間内に受講料を納入してください。期間内に受講料の納入が無かった場合には、履修許可を取り消します。

また、一旦納入された受講料は、原則として返還いたしません。ただし、本学の都合により、履修証明プログラムを実施しなかった場合又は履修証明プログラム開始日の前日までに書面等で履修を取りやめる旨の申し出がされた場合には、返還する場合があります。

納入期間	前期入学 2026年 4月 1日（水）～ 2026年 4月 30日（木） 後期入学 2026年 10月 1日（木）～ 2026年 10月 31日（土）
受講料	1単位相当 12,000円

## 9. 個人情報の利用について

応募書類等で得られた個人情報は、本学の履修許可に関わる業務のほか、以下の業務に利用します。

なお、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第9条第2項に規定されている場合を除き、履修希望者本人の同意を得ることなく他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。

(1) 履修許可者の住所及び氏名等の個人情報を、履修登録に関わる業務に利用します。

(2) その他、本法人の定める「学生・保護者等に係る個人情報の取扱いについて」

([https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~soumuka/jyouhou/personal/policy/guide\\_student.html](https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~soumuka/jyouhou/personal/policy/guide_student.html))」に従って個人情報を利用します。

## 10. その他

科目等履修生を希望される場合は、2026年1月30日（金）までに下記の問い合わせ先にメールでご相談ください。

問い合わせ先

山口大学学術研究部産学連携課産学連携係  
E-Mail : sh052@yamaguchi-u.ac.jp

◎ 山口大学知財教育プログラム

科 目 名	分類	単位	修 得 目 標
知的財産入門	必修	1	1. 知的財産の全体像を理解すること。 2. レポートや論文作成時に必要とする知的財産の知識など、身近な事例をテーマに初步的な知的財産対応能力を形成すること。 3. 社会活動における知的財産の価値を実感すること。
著作権法	選 択 必修	1	1. 著作権制度に関する法制度を理解する。 2. 著作権法の意義とその趣旨を理解する。 3. 著作権制度について事例や演習を扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。
特許法	選 択 必修	1	1. 特許制度に関する法制度を理解する。 2. 特許法の意義とその趣旨を理解する。 3. 特許制度について事例や演習を取り扱いながら、実践的な能力の育成を目指す。
意匠法	選 択 必修	1	1. 意匠制度その意義・趣旨を理解する。 2. 意匠登録出願から権利化までの一連の流れを把握する。 3. 意匠権の及ぶ範囲・効力を理解する。 4. 意匠制度についての事例や演習を通じて、実社会にて知財アンテナが立つなど、実践的な能力の育成を目指す。
商標法	選 択 必修	1	1. 商標制度に関する法制度を理解する。 2. 商標法の意義とその趣旨を理解する。 3. 商標制度について事例や演習を取り扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。
不正競争防止法	選 択 必修	1	1. 不正競争防止制度に関する法制度を理解する。 2. パリ条約等における商標法等の補完制度の意義とその趣旨、位置づけ、その体系を理解する。 3. 不正競争防止制度について事例や演習を取り扱いながら、グローバル化を視野に入れた実践的な能力の育成を目指す。
種苗法	選 択 必修	1	1. 種苗法の定める植物新品種保護制度及び指定種苗制度を理解する。 2. 種苗法の意義とその趣旨を理解する。 3. 種苗法について事例や演習を取り扱いながら、グローバルな視野に基づく実践的な能力の育成を目指す。 4. 生物資源に関する知的財産制度の全般について、条約を含め理解する。
標準化と知的財産	選 択 必修	1	1. 身近な製品やビジネスについて、標準の観点から考える力を身につける。 2. 標準化を通してグローバルな視点で思考する力を身につける。 3. 標準化とビジネスの最先端で活躍中の専門家の話に直接触れ議論することで、ビジネス上の解決策を導き出す力を身につける。
農業と知的財産	選 択 必修	1	1. 農業に関する知的財産権について理解し、適切に利用する方法や態度を身に付ける（知識理解・態度）。 2. 生産活動や地域資源を知的財産の観点から見つめ思考し、課題の発見と解決の糸口を掴む力を身に付ける（思考判断）。 3. 知的財産を創出し、保護、活用しようとする態度を身に付ける（態度）。 4. 農業に関する食糧問題等の諸課題を、知的財産の観点で歴史的経緯と将来予想の元にグローバルかつ総合的に考え、よりよい在り方を創出していく態度を身に付ける（思考判断・態度）。

科 目 名	分類	単位	修 得 目 標
コンテンツ産業と知的財産	選 択 必修	2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. メディア産業の全体像を把握。</li> <li>2. 特定領域のメディア産業（音楽、映画、アニメ、放送、ゲーム、プロバイダ、出版、キャラクター、広告、芸能プロ）の概略を理解。</li> <li>3. コンテンツ企業間の知財紛争事例把握。</li> </ol>
ものづくりと知的財産	選 択 必修	2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ものづくりの全体像と産業財産権について理解し、適切に利用する方法や態度を身につける。</li> <li>2. 身近なものづくりについて、知的財産の観点から考える力、創造する力を身につける。</li> <li>3. 創造的に考え、行動するための方法を知り、実践しようとする態度を身につける。</li> <li>4. 身近なものづくりについて、知的財産の観点から初步的なまとめる力と発信力を身につける。</li> </ol>
知財情報の分析と活用	選 択 必修	2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 知的財産情報（技術情報・研究情報）を正しく取得できる技術を身につける。</li> <li>2. 知的財産に関する諸問題について、知的財産情報（技術情報・研究情報）を用いて、客観的に分析するスキルを身につける。</li> <li>3. 知的財産情報（技術情報・研究情報）の分析を通じて、社会的ニーズの検討ができる。</li> <li>4. 分析した情報を活用して問題解決や課題解決の手段を提案することができる。</li> </ol>
知的財産管理論	選 択 必修	1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. いわゆる知的財産管理全般の基本知識獲得と、契約交渉術および契約書作成演習を通して入門レベルの契約交渉等スキルを獲得する。</li> </ol>
教育現場と知的財産	選 択 必修	1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 初等中等教育機関の実践の場で必要な知的財産の知識と指導手法を身につける。</li> <li>2. 著作権法の初步的な実務を理解するとともに、児童生徒を含む学校に関するステークホルダー間で教育的配慮を実現しつつ著作権の課題を解決する力を身につける。</li> <li>3. 学習指導要領と知的財産教育、知財創造教育の関係について説明することができる。</li> <li>4. 学習指導要領に基づいて知的財産教育を行う基本的な能力を身につける。</li> </ol>

<参考>

山口大学学則

第 42 条 学部に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)

[高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)]

- (7) の 2 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者  
[学校教育法第 90 条第 2 項] [高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)]
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの  
[学校教育法第 90 条第 2 項]
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものは、学部に入学することができる。

- (1) 高等学校に 2 年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に 2 年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者  
[学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条第 3 号]
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第 4 条に規定する受験科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17 歳に達したもの  
[高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条]